

**新居浜市
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画**

令和6年3月

新居浜市

■ 計画の策定にあたって



障がいのある人の高齢化や、障がいの重度化が進行し、「親なき後」の生活や支援者の不足が懸念されております。また、災害時の支援体制の確保等、新たな課題やニーズが多様化する中で、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、地域全体で支えるシステムの必要性がますます高まっております。

こうした中で、国においては、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）を実現するため、「障害者総合支援法」や「児童福祉法」、「障害者差別解消法」等が改正されたほか、新たに「医療的ケア児支援法」や「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定されるなどの動きもみられます。

本市におきましても、「障害者基本法」に基づき、令和3年に「新居浜市第3期障がい者計画」を策定し、「障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し支え合う地域共生社会の実現」を基本理念として、地域で暮らす人同士のつながりを大切にするとともに、るべき福祉のまちづくりに向け、各種施策を推進してまいりました。あわせて、「新居浜市第6期障がい福祉計画」及び「新居浜市第2期障がい児福祉計画」の策定により、障がい福祉サービス等の充実や体制の確保に努めてまいりました。

今回、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の計画期間が満了しますことから、福祉サービス等に関する数値目標や必要見込量を示した「新居浜市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

今後、この計画に沿って、障がいのある人が、住み慣れた地域において、必要な支援を受けながら、希望する生活を送ることができるよう、計画を着実に進めてまいりますので、一層のご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりましては、「新居浜市障がい者自立支援協議会」委員の皆様をはじめ、関係団体の皆様、市民の皆様に、ご意見、ご協力をいただきました。心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

新居浜市長 石川 勝行

目 次

第1部 総 論

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	4
4 計画の留意点	4
5 計画の対象	4
第2章 新居浜市の現状	5
1 総人口及び世帯数の推移	5
2 障がいのある人の動向	6
3 保育・教育環境の状況	15
4 雇用・就労の状況	17
5 経済的支援受給者の状況	18
第3章 実態調査の概要	19
1 アンケート調査の概要	19
2 事業所・団体等調査結果の概要	25

第2部 第7期障がい福祉計画

第1章 基本的な考え方	35
1 国の基本方針	35
2 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	36
第2章 令和8年度の目標値	39
1 施設入所者の地域生活への移行	39
2 地域生活支援の充実	40
3 福祉施設から一般就労への移行等	41
4 相談支援体制の充実・強化等	42
5 その他の主要活動指標	43
第3章 障害福祉サービス及び指定相談支援の見込量及び確保方策	47
1 訪問系サービス	47
2 日中活動系サービス	49
3 居住系サービス	52
4 相談支援(サービス等利用計画等作成)	53
第4章 地域生活支援事業の充実	55
1 実施事業	55
2 各年度のサービス見込量とその確保の方策	57

第3部 第3期障がい児福祉計画	
第1章 基本的な考え方	61
1 国の基本方針	61
第2章 令和8年度における支援提供体制	62
第3章 障害児通所支援及び障害児相談支援等の見込量及び確保方策	63
1 障害児通所支援	63
2 障害児相談支援	65
3 発達障がい者等に対する支援	66
第4章 地域生活支援事業の充実	67
1 実施事業	67
2 各年度のサービス見込量とその確保の方策	68
第4部 計画の推進体制	
1 計画推進に向けた基本的取組方針	71

「障害」を「障がい」と表記することについて

新居浜市では、市が作成する文書等において、否定的なイメージがある「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記することとしています。

このため、この計画においては、法令や制度等の名称、法令からの引用、団体・施設等の固有名称を除き、ひらがなで表記しています。

